(b)　この協定の実施を円滑にするため、直接相互に連絡することができる連絡機関を指定する。

(c)　自国の法令の変更（この協定の実施に影響を及ぼすものに限る。）に関する全ての情報をできる限り速やかに相互に通報する。

2　両締約国の連絡機関は、権限のある当局の関与を得て、この協定の実施を円滑にするために必要かつ適切な措置について合意することができる。

3　両締約国の権限のある当局及び実施機関は、それぞれの権限の範囲内で、この協定の実施のために必要な援助を提供する。この援助は、無償で行う。

第二十三条　手数料及び認証

1　一方の締約国の法令その他関連する法律及び規則において、当該一方の締約国の法令の適用に際して提出すべき文書に係る行政上又は領事事務上の手数料の免除又は軽減に関して規定する場合には、これらの規定は、この協定及び他方の締約国の法令の適用に際して提出すべき文書についても、適用する。

2　この協定及び一方の締約国の法令の適用に際して提出される文書については、外交機関又は領事機関による認証その他これに類する手続を要しない。

第二十四条　連絡

1　この協定の実施に際し、両締約国の権限のある当局及び実施機関は、相互に、及び関係者（その居住地を問わない。）に対して、日本語、ハンガリー語又は英語により、直接に連絡することができる。ハンガリーの法令による決定その他の文書は、日本国の領域内に居住する関係者に対して、書留郵便により直接に送付することができる。

2　この協定の実施に際し、一方の締約国の権限のある当局及び実施機関は、日本語、ハンガリー語又は英語で作成されていることを理由として申請書その他の文書の受理を拒否してはならない。

第二十五条　情報の伝達及び秘密性

1　一方の締約国の権限のある当局又は実施機関は、当該一方の締約国の法令の下で収集された個人に関する情報（この協定の実施のために必要なものに限る。）を当該一方の締約国の法令その他関連する法律及び規則に従って他方の締約国の権限のある当局又は実施機関に伝達する。

2　一方の締約国の権限のある当局又は実施機関は、他方の締約国の権限のある当局又は実施機関の要請に基づき、当該一方の締約国の法令の下で収集された個人に関する情報（当該他方の締約国の法令の実施のために必要なものに限る。）を当該一方の締約国の法令その他関連する法律及び規則に従って当該他方の締約国の権限のある当局又は実施機関に伝達することができる。

3　1及び2の規定に従って行われる情報の伝達に関し、個人に関する情報は、両締約国の法令その他関連する法律及び規則並びに次の規定により保護される。

(a)　受領機関は、伝達された個人に関する情報をこの協定を実施する目的のためにのみ使用することができる。ただし、受領国の法律及び規則が刑事法上の法益の保護、課税等の特定の目的のためにこの協定を実施する目的以外の目的で当該情報を使用することを義務付けている場合は、この限りでない。

(b)　個々の事案において、受領機関は、伝達機関の要請に基づき、伝達された個人に関する情報の使用の目的及び当該使用により得られた結果について伝達機関に通報する。

(c)　伝達機関は、伝達される情報が正確であること及び伝達の目的に照らして必要な範囲に限定されていることを確保する。伝達機関は、伝達国の法令その他関連する法律及び規則における個人に関する情報の伝達の禁止に関する規定を考慮しなければならない。誤った情報又は伝達を行うことが伝達国の法律及び規則に合致しない情報が伝達されたことが明らかになった場合には、伝達機関は、受領機関に対し直ちにこの事実を通報する。この場合には、受領機関は、直ちに当該情報を訂正し、又は廃棄する。

(d)　伝達機関及び受領機関は、本人の請求に基づき、当該本人に関する情報の内容、当該情報の使用の目的、法的根拠及び期間並びに当該情報の受領者を当該本人に通報する。

(e)　伝達された個人に関する情報は、伝達された目的のために必要とされなくなった場合には、受領機関により、受領国の法律及び規則に従って廃棄される。

(f)　伝達機関及び受領機関は、個人に関する情報の伝達及び受領について記録する。

(g)　伝達機関及び受領機関は、個人に関する情報を許可されていないアクセス、修正及び開示から効果的に保護する。

(h)　一方の締約国の権限のある当局又は実施機関から他方の締約国の権限のある当局又は実施機関にこの協定の規定に基づいて伝達された個人に関する情報によって損害を被った関係者が、当該他方の締約国の権限のある当局又は実施機関に対して不服申立てを提出した場合には、当該不服申立てについては、当該他方の締約国の法令その他関連する法律及び規則に従って取り扱う。

(i)　本人の請求があった場合には、受領機関は、受領国の法令その他関連する法律及び規則に従い、不法に取り扱われた情報の使用を停止し、又は廃棄し、伝達機関に対し直ちにその使用の停止又は廃棄を通報する。本人の請求があった場合には、伝達機関は、伝達国の法令その他関連する法律及び規則に従い、自らが取り扱った誤った情報を訂正し、受領機関に対し直ちにその訂正を通報する。

(j)　個人に関する情報の保護に関する権利の侵害があった場合には、各締約国の法令その他関連する法律及び規則に従い適当な救済措置をとる。

(k)　一方の締約国が受領するこの条に規定する個人に関する情報については、個人に関する情報の秘密の保護のための当該一方の締約国の法律及び規則に従って適正に処理する。

第二十六条　申請、不服申立て及び申告の提出

1　一方の締約国の法令に基づく文書による給付の申請、不服申立てその他申告が他方の締約国の法令に基づく類似の申請、不服申立てその他申告を受理する権限を有する当該他方の締約国の権限のある当局又は実施機関に提出された場合には、当該給付の申請、不服申立てその他申告については、その提出の日に当該一方の締約国の権限のある当局又は実施機関に対して提出されたものとみなすものとし、当該一方の締約国の手続及び法令に従って取り扱う。

2　一方の締約国の権限のある当局又は実施機関は、1の規定に従って提出された給付の申請、不服申立てその他申告を遅滞なく他方の締約国の権限のある当局又は実施機関に伝達する。

3　一方の締約国の法令に基づく給付の申請、不服申立てその他申告の提出により、他方の締約国の法令に基づく手続は、自動的に開始することとはならない。当該他方の締約国の法令に基づく手続は、当該他方の締約国に給付の申請、不服申立てその他申告が提出されたときに開始される。

第二十七条　給付の支払

1　この協定に基づく給付の支払は、自由に交換することができる通貨によって行うことができる。いずれか一方の締約国が外国為替取引又は海外送金を制限する措置を実施する場合には、両締約国の政府は、この協定に基づく当該一方の締約国による給付の支払を確保するために必要な措置について、直ちに協議する。

2　この協定の適用範囲の下で行われる送金は、当該送金が行われる日に締約国の領域内において効力を有する法律及び規則に基づいて行う。

第二十八条　意見の相違の解決

この協定の解釈又は適用についての意見の相違は、両締約国間の協議により解決する。

第二十九条　見出し

この協定中の部、章及び条の見出しは、引用上の便宜のためにのみ付されたものであって、この協定の解釈に影響を及ぼすものではない。